

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27.5.15 第 189 回国会第 14 号

5 月 15 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

1 塩崎厚生労働大臣から発言がありました。

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 43 号）

・塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

大岡敏孝君（自民）

- ・昭和61年の労働者派遣法施行時における派遣労働の位置付けと派遣労働者の賃金の状況について伺いたい。
- ・改正前に締結された26業務に係る労働者派遣契約については、改正後も派遣可能期間の上限が適用されないという理解でよいか、また、当該派遣労働者にとって、今回の改正にはどのようなメリットがあるのか。
- ・失業者の早期再就職支援のために、紹介予定派遣を活用したり、障害者の雇用促進のために派遣労働を活用した場合に実雇用率の適用を拡充したりすべきではないか。

伊佐進一君（公明）

- ・常用代替防止の意義、常用代替防止と派遣労働者の保護との関係、個人単位の期間制限の導入による派遣労働者の保護への効果について伺いたい。
- ・無期雇用の派遣労働者が労働者派遣契約の終了により解雇されないための担保措置はどうなっているのか。
- ・有期労働契約による不合理な労働条件を禁止した労働者契約法第20条と同様の規定を労働者派遣法に規定することができない理由を伺いたい。

3 厚生労働関係の基本施策に関する件

・塩崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

西村智奈美君（民主）

- ・今回の労働者派遣法改正案は、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会にオブザーバーとして出席した2名の派遣事業者代表の発言が同部会の議論の大きな部分を占める中で取りまとめられたと聞いている。このような過程で取りまとめられたことは問題ではないか、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・労働者派遣法改正案における派遣労働者に対する雇用安定措置の規定に権利性はあるのか、また派遣労働者から正社員への登用は確実に進むのか伺いたい。

大西健介君（民主）

- ・平成27年2月23日の予算委員会で質疑者が配付した「労働者派遣法が改正されずに平成27年10月1日を迎えた場

合の問題（いわゆる『10.1問題』）」と題する厚生労働省内作成の説明資料に関し、厚生労働大臣が本日の委員会冒頭で答弁の訂正を行ったが、それで十分な対応と言えるか。厚生労働省は、本件について問題を整理し責任の所在を明らかにした上で、労働者派遣法改正案の審議に当たるべきではないか。

- ・厚生労働省が行った派遣労働者の希望する働き方についての調査が2種類あるが、厚生労働省が「正社員として働きたい」と回答した者の割合が低い方の調査結果を使用する理由を伺いたい。
- ・派遣労働者の直接雇用に関する派遣元への動機付けに関し、平成27年5月13日の衆議院本会議における厚生労働大臣の答弁と、同月14日付厚生労働省職業安定局受給調整事業課作成資料とで説明内容が異なっている理由について伺いたい。

岡本充功君（民主）

- ・派遣期間の制限のない26業務について厚生労働省が労働者派遣法の解釈を示した後の指導監督の実施状況を伺いたい。
- ・労働者派遣法改正案の成立後においては、派遣期間が3年を超える派遣労働者の発生があらかじめ想定される場合があるか否かを伺いたい。
- ・どの程度のマージン率が派遣会社による「搾取」と呼べるものであるのか、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

山井和則君（民主）

- ・平成27年2月23日の予算委員会で質疑者が配付した厚生労働省内作成の説明資料「労働者派遣法が改正されずに平成27年10月1日を迎えた場合の問題（いわゆる『10.1問題』）」において、派遣労働者の行為に係る記述が不適切であったことから、厚生労働大臣はすぐに訂正し、改めて説明をすべきではないのか。
- ・正社員と位置付けつつも実態としては無期雇用派遣労働者として雇用するといった雇用形態に係る求人広告について問題があるか否かを伺いたい。

足立康史君（維新）

- ・今国会提出された労働者派遣法改正案は平成24年の労働者派遣法改正を受けたものと考えているが、提出の経緯について伺いたい。
- ・大阪都構想について、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく特別区設置協定書には医療、介護、子育てといった住民サービスの低下につながるような内容はなかったことを厚生労働大臣に確認したい。

- ・大阪都構想のような地域の活性化が税収を増加させ、それにより住民サービスの向上につながると考えているが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

浦野靖人君（維新）

- ・児童虐待通報ダイヤル189番が実現されたことを契機に児童相談所における対応を充実させていく必要があると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・認定こども園に移行しようとする保育所が必置となっている学校薬剤師の確保に苦慮している場合には、何らかの支援が必要ではないか。
- ・4月24日の質疑で指摘した医療費の適正化のためにも必要な抗がん剤感受性試験の普及促進に対するその後の検討状況について伺いたい。

堀内照文君（共産）

- ・「労働者派遣法が改正されずに平成27年10月1日を迎えた場合の問題（いわゆる『10.1問題』）」と題する厚生労働省内作成の説明資料は、労働契約申込みみなし規定を発動させたくない経済界の懸念に応えたものではないのか。
- ・労働者派遣法改正案に関して、無期雇用派遣労働者に派遣可能期間の制限を設けないのは有期雇用のように雇止めの対象とならないからとしているが、その根拠について伺いたい。
- ・労働者派遣法改正案に関して、派遣先事業所単位の期間制限を延長する際に過半数労働組合等が意見聴取を拒否した場合、派遣先は意見聴取を行ったことになるのか。